

## 競争参加者の資格に関する公示

平成30年度末までを有効期間とする国土交通省東北地方整備局(港湾空港関係に限る。)が発注する建設工事の一般競争(指名競争)参加資格を得ようとする復旧・復興建設工事共同企業体の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成30年4月5日

国土交通省

東北地方整備局副局長 岡 邦彦

◎ 調達機関番号 020

◎ 所在地番号 04

### 1 工事種別及び業種区分

#### (1) 建設工事

建設工事(港湾空港関係)の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。(以下「工事種別」という。)なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。

- ① 空港等土木工事(土木一式工事)
- ② 港湾土木工事(土木一式工事)
- ③ 港湾等しゅんせつ工事(しゅんせつ工事)
- ④ 空港等舗装工事(舗装工事)
- ⑤ 港湾等鋼構造物工事(鋼構造物工事)

### 2 復旧・復興建設工事共同企業体(以下「復興JV」という。)の内容

#### (1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

#### (2) 組合せ

同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せ

とし、被災地域(岩手県、宮城県及び福島県)の建設企業を1社以上と、被災地以外の建設企業を1社以上含むものとする。

一の企業が登録できる復興JVの数は、1とするものとする。

ただし、復興JVが営業区域や結成する工種を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合に限り、3までとする。

なお、特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)、経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)及び地域維持型建設共同企業体(以下「地域JV」という。)の構成員である一の企業が復興JVの構成員となることは妨げない。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 登録しようとする種別の工事と同種の工事について平成15年4月1日以降元請として施工実績を有すること。
- 二 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。

(4) 出資比率要件

甲型の復興JV(復旧・復興建設工事共同企業体協定書(甲)を使用する復興JVをいう。)の場合は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された被災地域(岩手県、宮城県及び福島県)に本店が所在す

る建設企業とし、工事種別に係る競争参加資格決定等級 A、B 又は C を有する者とする。

その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

(6) 代表者以外の構成員要件

代表者以外の構成員は東北地方整備局管内に建設業法の許可(当該建設工事に対応する建設業種)に基づく、本店、支店または営業所が所在する建設企業とし、工事種別に係る競争参加資格決定等級 B 又は C を有する者とする。

なお、構成員には被災地以外の建設企業を 1 社以上含むものとする。

3 申請の時期

復興 J V の一般競争(指名競争)参加資格の審査にあつては、公示日以後随時に申請を受け付ける。

4 申請の方法

(1) 担当部局

〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1

仙台合同庁舎 B 棟 9 階

東北地方整備局 総務部

経理調達課 契約企画係

電話 022-716-0013 FAX 022-716-0019

(2) 申請書の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html>

(3) 申請書の提出方法

申請者は、持参又は郵送により、「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」(以下

「申請書」という。)を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類の提出部数は各1部とする。

(添付書類)

- ① 営業所一覧表
- ② 共同企業体協定書の写し等
- ③ 共同企業体等調書
- ④ 業態調書
- ⑤ 納税証明書の写し(国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類。

- ⑥ 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し(平成20年国土交通省告示第85号(以下「経営事項審査の告示」という。)第一の四の1(一)に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。)(二)に規定する健康保険(以下「健康保険」という。)及び(三)に規定する厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。

ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類。）

5 競争に参加することができない者

次の①から⑦までに掲げる者。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。
- ② 予決令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ④ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者。
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日以降のものに限る。）を受けていない者。
- ⑥ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事

項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。

⑦ 復興JVの構成員に①から⑥までに該当する者を含む者。

## 6 競争参加者の資格及びその審査

競争参加者の資格審査は、下記の項目について点数を付与し算定した総合数値をもって行う。

希望工事種別ごとに次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目について点数を付与する。なお、復興JVの客観的事項の審査及び等級の格付けを行うにあたっては、客観点数及び特別点数の調整は行わないものとする。

### ① 客観的事項

復興JVの年間平均完成工事高、経営規模及び経営状況等は、次により取り扱う。

イ 年間平均完成工事高は、各構成員の年間平均完成工事高の和とする。

ロ 経営規模は、各構成員の自己資本の額又は平均自己資本額及び平均利益額のそれぞれの和とする。

ハ 経営状況に係る審査数値は、各構成員ごとに数値の算定及び等級の格付要領（昭和55年12月1日港管第3722号）第3条の2第1項第3号の規定により算定した審査数値の平均値（小数点以下第1位四捨五入）とする。

ニ 技術力に係る審査数値は、各構成員のそれぞれの和とする。

ホ その他の審査項目は、各構成員のその他の審査項目の平均値とする。

### ② 特別事項

共同企業体の工事施工能力に関する特別事

項の審査は、特別事項の審査基準日の前日までの4年間の完成工事の成績を勘案して評定を行う。ただし、工事成績のない共同企業体については、各構成員の特別事項の審査基準日の前日までの4年間の完成工事の成績を勘案して評定を行う。また、港湾工事用保有船舶の能力は、各構成員の保有船舶の能力の和とする。

7 資格審査結果の通知

「資格決定通知書(港湾空港関係)」により通知する。

8 資格の有効期間

競争参加資格の有効期間は、資格決定の日から平成31年3月31日までとする。

9 その他

競争参加資格の詳細は入札公告、入札説明書によるが、以下のとおり参考事項をお知らせする。

(1) 対象工事

復興JVが競争参加することができる工事(難易度が高いものを除き、かつ、予定価格が空港等土木工事、港湾土木工事又は港湾等しゅんせつ工事は6.8億円、空港等舗装工事、港湾等鋼構造物工事は5億円未満の工事に限る。)は、その代表者の所在する県内の工事とする。

(2) 競争参加要件(等級区分)の緩和

等級区分が設けられている工事種別にあっては、復興JVとして認定された等級区分に含まれる工事における競争に参加させることを原則とするが、構成員である被災地域の地元企業の

うち1社以上が当該等級の直近下位の等級に認定されていた場合は、必要に応じて、当該直近下位の等級区分に含まれる工事においても競争に参加させることがある。

(3) 配置予定技術者の要件等緩和

工事1件の請負代金の額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。

ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

また、分担施工を行う場合は、各構成員の分担工事及びその価格に応じて技術者を配置するものとする。

なお、設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

(4) 一の企業としての登録等

復興JVについて、一の企業との同時登録並び



に特定 J V、経常 J V 及び地域 J V との同時結成及び登録は可能である。

(5) 入札等

復興 J V により競争を行わせることができる工事については、当該工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められる復興 J V 以外の単体有資格者、経常 J V 又は地域 J V についても競争に参加させるものとする。ただし、同一の企業が、単体、経常 J V、地域 J V 又は復興 J V のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めないものとする。